別表六の二（十五）　雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計 （各連結法人の別表六の二（十五）付表一「4」の合計）	1	人		控除対象基準雇用者数 (2)－(13) （マイナスの場合は０）	7	人	
基準雇用者数の合計 （各連結法人の別表六の二（十五）付表一「5」の合計）－（各連結法人の別表六の二（十五）付表一「6」の合計）　（マイナスの場合は０）	2			税額控除限度額 40万円×(7) （(3)＜0.1の場合又は(5)＜(6)の場合は０）	8	円	
基準雇用者割合 $\frac{(2)}{(1)}$	3			当期税額基準額 $(4)\times\frac{10\text{又は}20}{100}$	9		
調整前連結税額 （別表一の二（一）「2」、別表一の二（二）「2」又は別表一の二（三）「2」）	4	円		当期税額控除可能額 （(8)と(9)のうち少ない金額）	10		
給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二（十五）付表一「24」の合計）	5			調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十二）「26の②」）	11		
比較給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二（十五）付表一「32」の合計）	6			当期税額控除額 (10)－(11)	12		
地方事業所税額控除限度額の計算				地方事業所特別税額控除限度額の計算			
地方事業所基準雇用者数の合計 （各連結法人の別表六の二（十五）付表一「11」の合計）－（各連結法人の別表六の二（十五）付表一「12」の合計）　（マイナスの場合は０）	13	人		地方事業所特別基準雇用者数の合計 （各連結法人の別表六の二（十五）付表一「17」の合計）	21	人	
控除対象地方事業所基準雇用者数 (13) （(13)＞(2)の場合は(2)）	14			地方事業所特別税額控除限度額 30万円×(21)＋（別表六の二（十五）付表二「13」）	22	円	
地方事業所税額控除限度額 （20万円又は50万円）×(14) （(5)＜(6)の場合は０）	15	円		差引当期税額基準額残額 (16)－(10)－(18)－（別表六の二（十四）「23」）	23		
当期税額基準額 $(4)\times\frac{30}{100}$	16			当期税額控除可能額 （(22)と(23)のうち少ない金額）	24		
差引当期税額基準額残額 (16)－(10)－（別表六の二（十四）「23」）	17			調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十二）「28の②」）	25		
当期税額控除可能額 （(15)と(17)のうち少ない金額）	18			当期税額控除額 (24)－(25)	26		
調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十二）「27の②」）	19			法人税額の特別控除額 (12)＋(20)＋(26)	27		
当期税額控除額 (18)－(19)	20						
各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細							
（別表六の二（十五）付表一「5」）－(14)× $\frac{\text{別表六の二（十五）付表一「11」}}{\text{各連結法人の別表六の二（十五）付表一「11」の合計}}$	28			地方事業所基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額 $(20)\times\frac{\text{別表六の二（十五）付表一「11」}}{\text{各連結法人の別表六の二（十五）付表一「11」の合計}}$	30	円	
基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額 $(12)\times\frac{(28)}{\text{各連結法人の(28)の合計}}$	29	円		地方事業所特別基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額 $(26)\times\frac{\text{別表六の二（十五）付表一「21」}}{\text{各連結法人の別表六の二（十五）付表一「21」の合計}}$	31		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）